

# お 知 ら せ

## 法人県民税法人税割の超過課税の延長について

平成 22 年 7 月

香 川 県

本県の税務行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県の施策の推進に要する財源の一部とするため、一定基準以上の法人に対して、昭和 51 年度から 5 年ごとの時限措置として法人県民税法人税割の超過課税を実施しているところですが、その期限が平成 23 年 3 月 31 日に到来します。

今後とも各種施策の推進を図る必要があることから、その適用期間を 5 年間延長するための条例改正が平成 22 年 6 月県議会定例会において行われましたので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

区 分	現 行	改 正 後
適 用 期 間	昭和 51 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度分	昭和 51 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度分
税 率	5. 8%	同 左
中小法人に対する不均一課税  〔標準税率 5% を適用する〕 中小法人の基準	資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下、かつ、法人税額が年 1 千万円以下	同 左

【お問合せ先】 香川県県税事務所 課税課 TEL 087-806-0309  
香川県庁 税務課 TEL 087-832-3067